

工 事 成 績 採 点 表

年 月 日 作 成
岡山県 県民局建設部

工 事 名														契約金額(最終)											
請負者名								工期		年 月 日 から 年 月 日				完成年月日		年 月 日									
		監督員					担当課長等							検査員(既済・中間)				検査員(完成)							
		職・氏名					職・氏名							職・氏名				職・氏名							
考査項目	細 別	a	b	c	d	e	a1	a2	b1	b2	c	d	e		a1	a2	b1	b2	c	d	e				
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																			
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																			
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								点(+5.0～-15)	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15				
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15												
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15												
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																			
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								点(+10～-20)	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20				
	II. 品 質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								点(+15～-25)	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25				
	III. 出来ばえ													点(+5.0～-5.0)	+5.0		+2.5		0	-5.0					
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※2						+20.0 ～ 0																		
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3	+7.0 ～ 0																							
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0														
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		± . 点					± . 点							± . 点				± . 点							
評定点(65点±加減点合計) ※1		① . 点					② . 点							③ . 点				④ . 点							
評 定 点 計		_____点 ○既済部分(中間)検査があった場合:(① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.2+④ 点×0.2)= 点 ※但し、③(既済、中間)が2回以上の場合は平均値 ○既済部分(中間)検査がなかった場合:(① 点×0.4+② 点×0.2+④ 点×0.4)= 点																							
7.法令遵守等 ※7							点																		
評定点合計 ※8		点 ○評定点計(点)－法令遵守等(点) = 点																							
所 見 ※5		(監督員)										(担当課長等)										(検査員)			

※1 65点 + 1.～3.の評定(加減点合計) + 4.～6.の評定(加点点合計) = 評定点
各評定点(①～④)は少数第1位まで記入する。

※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。
評価に際しては、監督員からの報告を受けて担当課長等が評価するものとする。

※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。

※4 4., 5., 6.は加点点評価のみとする。また、法令遵守は、減点点評価のみとする。

※5 所見は必ず記載する。

※6 各考査項目ごとの採点は、考査項目別運用表(別紙－1～別紙－4)により、工事成績考査項目評価シートに記入する。

※7 法令遵守等の評価は、担当課長等が行う。

※8 評定合計は、四捨五入により整数とする。

考査項目別運用表

(監 督 員)						
考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
1． 施工体制	I． 施工体制一般	施工体制が適切である	施工体制がほぼ適切である	他の評価に該当しない	施工体制がやや不適切である	施工体制が不適切である
		●評価対象項目 1 施工計画書（簡易な施工計画書含む。）を、工事着手前に提出している。 2 作業分担の範囲を施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 3 工事カルテの登録（５００万円以上）は、監督員の確認を受けた上で契約及び変更契約後１０日以内に（手続き・申請）が行われている。 4 資材等の使用承諾願い及び使用報告書（カタログ・品質証明書等を含む）の提出が適時的確に行われている。 5 建設業退職金共済制度（１，０００万円以上）の証紙の購入が適切に行われていることが確認できる。 6 施工体制台帳を現場に備え付け、施工体系図を現場に掲げている。 7 施工体制台帳は適時的確に提出され、施工体制台帳に記載された施工区分以外は対応してないことが確認できる。 8 建設リサイクル法に基づく工作物工事の届出済証（ステッカー）が現場の見やすい場所に掲示していることが確認できる。 9 建設リサイクル法に基づく「再生資源化等報告」の手続きが適時的確に行われている。 10 元請が下請の作業成果を検査している。 11 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 12 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 13 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 14 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。 15 その他 理由： ●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・・・・b 評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はc評価とする。			□ 施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	□ 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

●判断基準

評価値が 90%以上・・・a

評価値が 80%以上 90%未満・・・b

評価値が 80%未満・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）

④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。

考査項目別運用表

(監 督 員)						
考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
1．施工体制	Ⅱ．配置技術者 （現場代理人等）	技術者の配置が適切である。	技術者の配置がほぼ適切である。	他の評価に該当しない	技術者の配置がやや不適切である	技術者の配置が不適切である
		●評価対象項目 【全体を評価する項目】 1 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 2 施工に先立ち、創意工夫または提案を持って工事を進めている。 3 港湾工事等潜水作業従事者を適正に配置している。 4 港湾工事等海上起重作業船団長を適正に配置している。 【現場代理人を評価する項目】 5 常駐して工事全体を把握している。 6 設計図書と現場との相違があった場合は監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。 7 現場代理人として、監督員との連絡を書面で行っている。 8 監督員への報告を適時及び的確に行っている。 【監理（主任）技術者を評価する項目】 9 工事全体を把握し、技術的判断に優れ良好な施工に努めている。 1 0 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 1 1 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 1 2 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。 1 3 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 1 4 監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 1 5 その他（理由：_____） ●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・・・・b 評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。			□ 配置技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	□ 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

考査項目別運用表

(監 督 員)						
考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	施工管理が適切である	施工管理がほぼ適切である	他の評価に該当しない	施工管理がやや不適切である	施工管理が不適切である
		●評価対象項目 1 契約書 1 8 条第 1 項第 1 号から 5 号に係わる設計図書の照査を行い、監督員の確認を受けて施工を行っている。 2 施工計画書と現場施工管理が一致している。 3 施工計画書の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。 4 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 5 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。 6 工事材料の使用及び調達計画が十分になされ、管理されている。 7 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 8 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 9 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 1 0 現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。 1 1 指定材料の品質保証書及び写真等を整理している。 1 2 工事記録写真は工種毎・施工順等一連的に整理され、不可視部分も適時的確に整理されている。 1 3 工事打合せ簿を、不足無く整理している。 1 4 段階確認、立会いの申請が適切な時期に行われている。 1 5 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 1 6 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 1 7 その他 {理由：_____} ●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・a 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・b 評価値が 80%未満・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。				□ 施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。

●判断基準

評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a
評価値が 80%以上 90%未満・・・・・・・・b
評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。

考査項目別運用表

(監 督 員)						
考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	工程管理が適切である	工程管理がほぼ適切である	他の評価に該当しない	工程管理がやや不適切である	工程管理が不適切である
		●評価対象項目 1 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 2 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 3 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 4 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 5 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 6 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 7 その他 理由：			□ 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	□ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		●判断基準 評価値が 90%以上 a 評価値が 80%以上 90%未満 b 評価値が 80%未満 c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 () ④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。 ⑤ 岡山県週休 2 日工事特記仕様書による週休 2 日工事を達成した場合は、上記①～④によって得た評価を 1 段階上げる (既に a 評価の場合は a とする)。ただし、工程管理に関して文書による改善指示が行われた場合は、規定どおり d 又は e 評価とする。				

考査項目別運用表

(監 督 員)						
考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	安全対策が適切である	安全対策がほぼ適切である	他の評価に該当しない	安全対策がやや不適切である	安全対策が不適切である
		●評価対象項目 1 災害防止（工事安全）協議会等を設置し、1回/月以上活動し、記録が整備されている。 2 店社パトロールを1回/月以上実施し、記録が整備されている。 3 安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。 4 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施し、記録が整備されている。 5 安全巡視、TBM（安全対策ミーティング）、KY（危険予防対策）等を実施し、記録を整備されている。 6 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分に反映され、記録が整備されている。 7 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 8 過積載防止に取り組んでいる。 9 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 10 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 11 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 12 港湾工事安全施工指針に基づく安全管理が行われている。 13 その他 理由： ●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・・・a 評価値が 80%以上 90%未満・・・・b 評価値が 80%未満・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			□ 安全対策に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	□ 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
	Ⅳ.対外関係	a	b	c	d	e
		対外関係が適切である	対外関係がほぼ適切である	他の評価に該当しない	対外関係がやや不適切である	対外関係が不適切である
		●評価対象項目 1 関係官公庁等と調整を行い、トラブルの発生が無い。 2 地元との適切な調整を行い、トラブルの発生が無い。 3 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 4 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 5 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 6 その他 理由： ●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・・・a 評価値が 80%以上 90%未満・・・・b 評価値が 80%未満・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			□ 対外関係に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	□ 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

考査項目別運用表

(監 督 員)						
考 査 項 目	a		b	c	d	e
3. 出来形 及び出来ばえ I. 出来形	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね5 0 %以内である。		☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね8 0 %以内である。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第 1 7 条に基づき、監督員が改造請求を行った。
	① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。					
機械設備工事	a	b	c	d	e	
※上記欄によらず、当該欄で評価	出来形管理が適切である	出来形管理がほぼ適切である	他の評価に該当しない	出来形管理がやや不適切である	出来形管理が不適切である	
	●評価対象項目 1 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。 2 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 3 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。 4 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。 5 不可視部分の出来形を写真撮影している。 6 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。 7 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。 8 社内の管理基準に基づき管理している。 9 設計図書に定められている予備品に不足が無い。 1 0 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。 1 1 製品の性能、機能において、実測値が設計値以上となっており、満足している。 1 2 その他 理由：			☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第 1 7 条に基づき、監督員が改造請求を行った。	
●判断基準 評価値が 80%以上・・・・・・・・a 評価値が 60%以上 80%未満・・・・・・・・b 評価値が 60%未満・・・・・・・・c			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。			

考査項目別運用表

(監 督 員)						
考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形 及び出来ばえ	電気設備工事 通信設備工事 受変電設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	出来形管理が適切である	出来形管理がほぼ適切である	他の評価に該当しない	出来形管理がやや不適切である	出来形管理が不適切である
I. 出来形		●評価対象項目 1 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している。 2 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。 3 不可視部分の出来形を写真撮影している。 4 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。 5 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。 6 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 7 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。 8 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。 9 測定機器のキャリブレーションを、定期的に実施している。 1 0 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 1 1 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 1 2 社内の管理基準に基づき管理している。 1 3 製品の性能、機能において、実測値が設計値以上となっており、満足している。 1 4 その他 理由： ●判断基準 評価値が 80%以上・・・・・・・・・・a 評価値が 60%以上 80%未満・・・・・・・・b 評価値が 60%未満・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。			☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第 1 7 条に基づき、監督員が改造請求を行った。

考査項目別運用表

(監 督 員)					
考 査 項 目	a	b	c	d	e
3. 出来形 及び出来ばえ II. 品質	☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね5 0 %以内である。	☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね8 0 %以内である。	☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	☐ 品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第1 7 条に基づき、監督員が改造請求を行った。
	① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④ 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。				
	港湾浚渫工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	a	b	c	e
	品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の評価に該当しない	品質管理がやや不適切である	品質管理が不適切である
	●評価対象項目 【共通】 1 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 2 既設構造物に影響の無いよう十分検討して施工されている。 3 一般船舶に十分注意して施工していることが確認できる。 4 作業船（機械）が十分管理下におかれ、統率されていることが確認できる。 【浚渫・床掘関係】 5 土砂処分における運搬途中で漏出がないように施工している。 6 浚渫工又は床掘工について契約図書に定められた施工上の注意事項が守られている。 7 土砂処分における土質改良が適切に行われている。 8 土砂の含水比等に配慮し、土砂の処分、仮置を行っている。 9 浚渫又は床掘土砂に、大物等が混入した場合、適正に分別処理され施工している。 1 0 土砂仮置場における飛散防止や排水を考慮した対策を講じて施工している。 1 1 土捨場に制限がある場合、必要以上に余掘を行わないなど、精度良く浚渫することで、土砂処分量の縮減に努めた。 1 2 その他 理由：			☐ 品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第1 7 条に基づき、監督員が改造請求を行った。
	●判断基準 評価値が 80%以上・・・・・・・・・・a 評価値が 60%以上 80%未満・・・・・・・・b 評価値が 60%未満・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2 項目以下の場合はc 評価とする。				

考査項目別運用表

(監 督 員)						
考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形 及び出来ばえ	機械工事	品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の評価に該当しない	品質管理がやや不適切 である	品質管理が不適切 である
Ⅱ. 品質	※上記欄によらず、当該欄で評価	●評価対象項目 1 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足している。 2 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。 3 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。 4 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 5 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 6 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 7 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性にすぐれている。 8 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。 9 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。 10 設備の取扱説明書を工夫している。 11 完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 12 機器の配置が点検しやすいよう工夫している。 13 設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。 14 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。 15 バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。 16 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。 17 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。 18 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 19 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 20 その他 理由：			□ 品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第 17 条に基づき、監督員が改造請求を行った。
		●判断基準 評価値が 80%以上・・・・・・・・・・a 評価値が 60%以上 80%未満・・・・・・・・b 評価値が 60%未満・・・・・・・・・・c ⑤ 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ⑥ 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ⑦ 評価値（ ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ⑧ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。				

考査項目別運用表

(監 督 員)					
考 査 項 目	工 種	a	b	c	e
3. 出来形 及び出来ばえ II. 品質	電気設備工事 通信設備工事 受変電設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の評価に該当しない	品質管理がやや不適切である
		●評価対象項目 1 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。 2 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足している。 3 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 4 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。 5 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおりに配置され、操作性に優れている。 6 ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。 7 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 8 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。 9 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。 10 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。 11 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。 12 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。 13 その他 理由：			☐ 品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。
		●判断基準 評価値が 80%以上・・・・・・a 評価値が 60%以上 80%未満・・・・・・b 評価値が 60%未満・・・・・・c ⑨ 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ⑩ 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ⑪ 評価値（ ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ⑫ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			☐ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。

考査項目別運用表

(監 督 員)

考 査 項 目	細 別	工 夫 事 項	
5．創意工夫	I．創意工夫	【施工】 1 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 2 コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 3 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 4 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 5 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 6 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 7 照明などの視界の確保に関する工夫。 8 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 9 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 10 支保工、型枠工、足場工、仮栈橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 11 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 12 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 13 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 14 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 15 情報化施工技術を活用した工事。（ICT活用工事の場合は除く。） 16 特殊な工法や材料を用いた工事。 17 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 【品質】 18 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 19 コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 20 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 21 配筋、溶接作業等に関する工夫。 【安全衛生】 22 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） 23 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 24 現場事務所、労務者宿舍等の空間及び設備等に関する工夫。 25 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 26 一般重車両突入時の被害軽減対策及び一般交通確保等のための工夫。 27 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 28 環境保全に関する工夫。	

【その他】

29

理由：

30

理由：

※1．特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。

※2．該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい（1項目3点まで）。

※3．全体で最大7点の範囲の加点評価とする。

※4．上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。

【運 用】 創意工夫においては、施工計画書にそのことが記載され、又は事前に請負人から自主的に資料が提出され、それらの項目が該当すると判断し施工等に反映されていた場合に評価する。

考査項目別運用表

(担 当 課 長 等)						
考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	工程管理が優れている	工程管理がやや優れている	他の評価に該当しない	工程管理がやや劣っている	工程管理が劣っている
		※該当項目を現場への臨場、実施工程表、工事履行状況報告書及び施工体制書類をもとに総合的に判断して評価する。 ●評価対象項目 1 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 2 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 3 工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 4 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 5 災害復旧工事など工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 6 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 7 その他 理由： ●判断基準 ①上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e 評価を行う。 ②岡山県週休2日工事特記仕様書による週休2日工事を達成した場合は、上記①によって得た評価を1段階上げる（既にa評価の場合はaとする）。				
	Ⅲ. 安全対策	a	b	c	d	e
		安全対策が優れている	安全対策がやや優れている	他の評価に該当しない	安全対策がやや劣っている	安全対策が劣っている
		※該当項目を現場への臨場、工事写真及び安全衛生関係書類をもとに総合的に判断して評価する。 ●評価対象項目 1 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 2 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 3 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 4 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 5 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。 6 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 7 その他 理由： ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e 評価を行う。				

考査項目別運用表

(担 当 課 長 等)			
考 査 項 目	細 別	対 応 事 項	【 事 例 】 具 体 的 な 施 工 条 件 等 へ の 対 応 事 例
4. 工事特性	Ⅰ. 施工条件等 への対応	Ⅰ 構造物の特殊性への対応 ☐ 1.対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事 ☐ 2.対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 ☐ 3.その他〔理由：_____〕 ※上記の対応事項に 1 つ以上レ点が付けば 4 点の加点とする。	(1. について) 切土の土工量：20 万 m ³ 以上、盛土の土工量：15 万 m ³ 以上、護岸・築堤の平均高さ：10m 以上 、トンネル(ｼｰﾙﾄﾞ)の直径：8m 以上、ダム用水門の設計水深：25m以上、樋門又は樋管の内空断面積：15m ² 以上、揚排水機場の吐出管径：2,000mm 以上、堰又は水門の最大径間長：25m 以上、堰又は水門の径間数：3 径間以上、堰又は水門の扉体面積：50m ² /門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ：20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積：100m ² 以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積：300m ² 以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深：10m 以上、地滑り防止工：幅 100m以上かつ法長 150m以上、浚渫工の浚渫土量：100 万 m ³ 以上、流路工の計画高水流量：500m ³ 以上、砂防ダムの堤高：15m 以上、ダムの堤高：150m以上、転流トンネルの流下能力：400m ³ /s 以上、橋梁下部工の高さ：30m 以上、橋梁上部工の最大支間長：100m 以上、地盤改良工事の改良長さ：30m 以上、基礎工事のマウンド天端：-14m 以深、ケーソン製作又は据付工事のケーソン質量：2000t 以上、ブロック類製作工事のブロック質量：50t 以上、防波堤又は、岸壁工事の構造物水深：-14m 以上 (2. について) ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。 (3. について) ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 （遠距離土捨て、大型ケーソンの長距離回航、施工実績の少ない新工法・新技術等） ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、F E M解析などによる検討が必要な工事。
		Ⅱ 都市部等の作業環境、社会条件等への対応 ☐ 4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 ☐ 5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 ☐ 6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 ☐ 7. 供用中の港湾施設等の利用規制、現道上での交通規制に大きく影響する工事 ☐ 8. 緊急時に対応が特に必要な工事 ☐ 9. 施工箇所が広範囲にわたる工事 ☐ 10. その他〔理由：_____〕 ※上記の対応事項に 1 つ以上レ点が付けば 6 点の加点とする。	(4. について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 ・養殖漁業への工時の影響に特段配慮が必要な工事。 (5. について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整（漁業者、海事関係者、近隣住民）や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・航路の切り回し、船舶航行等による作業の規制により、特に施工工程への影響がある工事。 ・水深 25m を超える大水深での潜水作業を行う工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 (6. について) ・市街地での夜間工事。 ・D I D地区での工事。 (7. について) ・日交通量が概ね 1 万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 ・供用している航路、泊地内で航路標識等の移設が必要な工事。 (8. について) ・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。 (9. について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。 (10. について) ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、作業船舶、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。

考査項目別運用表

(担 当 課 長 等)

考 査 項 目	細 別	対 応 事 項	【 事 例 】 具 体 的 な 施 工 条 件 等 へ の 対 応 事 例
		Ⅲ厳しい自然・地盤条件への対応 ☐ 11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 ☐ 12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 ☐ 13. 急峻な地形及び土石流危険溪流内での工事 ☐ 14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 ☐ 15. その他 理由：_____ ※上記の対応事項に 1 つ以上レ点が付けば 4 点の加点とする。	(11. について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウエルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 (12. について) ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 ・波浪等の影響が特に工事工程制約となる工事。 A海域（供用係数ランク 4 以上の海域等） ・潮流が速い又は潮位差が大きい海域のため、施工工程及び作業時間の制約や刻々と変化する状況を克服する技術を要する工事。 (13. について) ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険溪流に指定された区域内における工事 (14. について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事 (15. について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事
		Ⅳ長期工事における安全確保への対応 ☐ 16. 12 ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く）※但し、文書注意に至らない事故は除く。 ☐ 17. その他（_____） ※上記の対応事項に 1 つ以上レ点が付けば 6 点の加点とする。	
	評 価		評 点： _____ 点

※ 1．工事特性は、最大 2 0 点の加点評価とする。
 ※ 2．評価にあたっては、監督員の意見も参考に評価する。

考査項目別運用表

(担 当 課 長 等)

考 査 項 目	細 別	a	b	c
6．社会性等	I．地域への貢献等	地域への貢献度が優れている	地域への貢献度がやや優れている	他の評価に該当しない
		※該当項目を現場への臨場、工事写真及びその他関係書類などをもとに総合的に判断して評価する。 ●評価対象項目 1 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 2 現場事務所や作業現場を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 3 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 4 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 5 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 6 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救護活動への積極的な協力を行った。 7 県内産資材の優先使用及び県内下請業者の優先活用に取り組んだ。 8 その他 理由： ●判断基準 ※上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c 評価を行う。（a・b の評価については細分化した点数で総合的に評価する。）		

考査項目別運用表

(担 当 課 長 等)

考 査 項 目	法 令 遵 守 等 の 該 当 項 目 一 覧 表	
7. 法令遵守等		
	措 置 内 容	点 数
	☐ 1.指名停止 4 ヶ月以上	－ 20点
	☐ 2.指名停止 3 ヶ月以上 4 ヶ月未満	－ 15点
	☐ 3.指名停止 2 ヶ月以上 3 ヶ月未満	－ 13点
	☐ 4.指名停止 1 ヶ月以上 2 ヶ月未満	－ 10点
	☐ 5.文書注意	－ 8点
	☐ 6.口頭注意	－ 5点
	☐ 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	－ 3点
	☐ 8.その他（理由：_____）	－ 点
	☐ 9.項目該当なし	
	① 本考査項目（7.法令遵守等）で評価する事例は、「施工にあたって工事関係者が下記の適応事例などで上表の措置があった場合」に適用する。 ② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行すること限定する。 ③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。 ④ 現場代理人を兼務した場合において虚偽の届出をしたことにより指名停止等の措置を受けた場合は、上記の減点を行わないこととする。	
	【上記で評価する場合の適応事例】 1. 岡山県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領に基づき、当該工事について、県から指名停止等の措置を受けた場合。 2. 施行体制台帳、施工体系図が不備で、監督員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。 3. 総合評価落札方式における措置 - 総合評価落札方式で入札を行った工事において、請負者の責めにより、契約時における価格以外のその他の条件に係る評価の内容が満足できなかった場合。 「8. その他で、未実施の評価項目ごとに5点減点する。」 ※岡山県建設工事総合評価落札方式要領第16条 - 総合評価落札方式で入札を行った工事において、病休、死亡、退職等の特別な理由により配置技術者の変更を行った場合で、総合評価における加算点が減少した場合。 「8. その他で、2点減点する。」 ※（専任指導技術者を配置した場合）専任指導技術者についても同様に取り扱う。 - 総合評価落札方式で入札を行った場合において、配置申請していた専任指導技術者が、病休、死亡、退職等の特別な理由以外の理由により配置できない場合。 「8. その他で、3点を減点する。なお、上記に伴い指名停止等の措置を行った場合も減点は3点とし、これに重複した減点を行わない。」 ※専任指導技術者が専任で配置すべきところを専任で配置されない場合も含む。	
	理由：（_____）	

考査項目別運用表

(検 査 員)						
考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2．施工状況	I．施工管理	施工管理が優れている	施工管理がやや優れている	他の評価に該当しない	施工管理がやや劣っている	施工管理が劣っている
		●評価対象項目 1 契約書第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行い監督員の確認を受け施工がなされている。 2 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 3 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 4 現場条件又は計画内容に重要な変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 5 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。 6 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 7 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 8 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で的確に整備していることが確認できる。 9 下請けに対する引き取り（完成）検査を書面で実施していることが確認できる。 10 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。 11 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 12 その他 理由： ●判断基準 評価値が 90%以上・・・a1 評価値が 80%以上 90%未満・・・b1 評価値が 80%未満・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			□ 施工管理について、監督員が文書による改善指示を行った。	□ 施工管理について、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

考査項目別運用表

(検 査 員)							
考 査 項 目	a 1	a 2	b 1	b 2	c	d	e
3. 出来形 及び出来ばえ I. 出来形	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 5 0 % 以内で、下記の「評価対象項目」の 4 項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 5 0 % 以内で、下記の「評価対象項目」の 3 項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 8 0 % 以内で、下記の「評価対象項目」の 3 項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 8 0 % 以内で、下記の「評価対象項目」の 2 項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a1～b2 に該当しない。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
●評価対象項目 1 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表に工夫していることが確認できる。 2 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 3 不可視部分の出来形が写真で判断できる。 4 写真管理基準の管理項目を満足している。 5 出来形管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 6 その他 理由： ※ ばらつきの判断は別紙参照 ① 出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。							

考査項目別運用表

(検 査 員)								
考 査 項 目	工 種	a 1	a 2	b 1	b 2	c	d	e
3. 出来形 及び出来ばえ	機械設備工事	出来形管理が優れている	出来形管理が b 1 より優れている	出来形管理が やや優れている	出来形管理が c より優れている	他の評価に該当しない	出来形管理が やや劣っている	出来形管理が 劣っている
I. 出来形	※上記欄によ らず、当該欄 で評価	●評価対象項目 1 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。 2 設備全般にわたり形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。 3 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 4 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 5 不可視部分の出来形が写真確認できる。 6 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 7 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 8 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 9 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。 1 0 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。 1 1 その他 理由：					☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		●判断基準 評価値が 90%以上 a1 評価値が 80%以上 90%未満 a2 評価値が 70%以上 80%未満 b1 評価値が 60%以上 70%未満 b2 評価値が 60%未満 c		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 () ④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。				

考査項目別運用表

(検 査 員)								
考 査 項 目	工 種	a 1	a 2	b 1	b 2	c	d	e
3. 出来形 及び出来ばえ	電気設備工事 通信設備工事 受変電設備工事	出来形管理が優れている	出来形管理が b 1 より優れている	出来形管理が やや優れている	出来形管理が c より優れている	他の評価に該当しない	出来形管理が やや劣っている	出来形管理が 劣っている
I. 出来形	※上記欄によらず、当該欄で評価	●評価対象項目 1 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 2 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。 3 写真管理基準の管理項目を満足している。 4 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 5 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 6 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。 7 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。 8 配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。 9 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 1 0 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 1 1 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 1 2 その他 理由：					☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・a1 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・・a2 評価値が 70%以上 80%未満・・・・・・b1 評価値が 60%以上 70%未満・・・・・・b2 評価値が 60%未満・・・・・・c		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。				

考査項目別運用表

(検 査 員)								
考 査 項 目	工 種	a 1	a 2	b 1	b 2	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ <								

考査項目別運用表

(検 査 員)																																						
考 査 項 目	工 種	a 1	a 2	b 1	b 2	c	d	e																														
3. 出来形 及び 出来ばえ Ⅱ. 品質	土工事 (切土、盛土、 堤防、ため池 等工事)	品質管理が優れている	品質管理が b 1 より優れている	品質管理が やや優れている	品質管理が c より優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている																														
		●評価対象項目 1 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 2 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。 3 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 4 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 5 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。 6 芝付け及び種子吹付等を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 7 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 8 土羽部の土質が設計図書を満足していることが確認できる。 9 C B R 試験等（購入土・流用土等）の品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。 1 0 法面に有害な亀裂がない。 1 1 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 1 2 掘削（切土）部法面の浮き石・木根等が適切に除去されていることが確認できる。 1 3 その他 理由：					☐ 品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	☐ 品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																														
●判断基準 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつき で判断不可</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%超</th></tr><tr><td rowspan="4">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a 1</td><td>a 2</td><td>b 1</td><td>a 2</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a 2</td><td>b 1</td><td>b 2</td><td>b 1</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b 1</td><td>b 2</td><td>c</td><td>b 2</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b 2</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。											ばらつきで判断可能			ばらつき で判断不可	50%以下	80%以下	80%超	評 価 値	90%以上	a 1	a 2	b 1	a 2	75%以上90%未満	a 2	b 1	b 2	b 1	60%以上75%未満	b 1	b 2	c	b 2	60%未満	b 2	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつき で判断不可																																	
		50%以下	80%以下	80%超																																		
評 価 値	90%以上	a 1	a 2	b 1	a 2																																	
	75%以上90%未満	a 2	b 1	b 2	b 1																																	
	60%以上75%未満	b 1	b 2	c	b 2																																	
	60%未満	b 2	c	c	c																																	

考査項目別運用表

(検 査 員)																																						
考 査 項 目	工 種	a 1	a 2	b 1	b 2	c	d	e																														
3. 出来形 及び 出来ばえ II. 品質	護岸・根固・ 水制工事	品質管理が優れている	品質管理が b 1 より優れている	品質管理が やや優れている	品質管理が c より優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている																														
		●評価対象項目 1 施工基面が平滑に仕上がっていることが確認できる。 2 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じていないよう十分に行っていることが確認できる。 3 緑化ブロック、石積（張）、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。 4 石積（張）工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 5 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。 6 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 7 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 8 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 9 護岸（ブロック・擁壁）の打ち継ぎ面は清掃され湿潤な状態（水洗い等）が確認できる。 1 0 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。 1 1 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。 1 2 コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。 1 3 施工にあたって、床掘箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。 1 4 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 1 5 有害なクラックが無い。（有害なクラックとは、進行性があり、放置すると構造物本体の耐久性の低下や劣化を招くおそれがあるクラックのことをいう。） 1 6 矢板護岸の品質等が確認できる。 1 7 矢板護岸の打ち込み等施工状況が確認できる。 1 8 その他 理由：						□ 品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	□ 品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																													
●判断基準 <table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつき で判断不可</td></tr><tr><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%超</td></tr><tr><td rowspan="4">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a 1</td><td>a 2</td><td>b 1</td><td>a 2</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a 2</td><td>b 1</td><td>b 2</td><td>b 1</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b 1</td><td>b 2</td><td>c</td><td>b 2</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b 2</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。											ばらつきで判断可能			ばらつき で判断不可	50%以下	80%以下	80%超	評 価 値	90%以上	a 1	a 2	b 1	a 2	75%以上90%未満	a 2	b 1	b 2	b 1	60%以上75%未満	b 1	b 2	c	b 2	60%未満	b 2	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつき で判断不可																																	
		50%以下	80%以下	80%超																																		
評 価 値	90%以上	a 1	a 2	b 1	a 2																																	
	75%以上90%未満	a 2	b 1	b 2	b 1																																	
	60%以上75%未満	b 1	b 2	c	b 2																																	
	60%未満	b 2	c	c	c																																	

考査項目別運用表

(検 査 員)																																		
考 査 項 目	工 種	a 1	a 2	b 1	b 2	c	d	e																										
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	鋼橋工事（ＲＣ床版工事はコンクリート構造物に準ずる）	品質管理が優れている	品質管理が b 1 より優れている	品質管理が やや優れている	品質管理が c より優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている																										
		●評価対象項目 【工場製作関係】 1 鋼材の種別を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。 2 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 3 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 4 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。 5 孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。 6 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。 7 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 8 素地調整を行う場合、第 1 種ケレン後 4 時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 9 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。 1 0 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 1 1 その他 理由： 【架設関係】 1 2 ボルトの締付確認が実施され、記録が保管されていることが確認できる。 1 3 ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 1 4 高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。 1 5 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。 1 6 支承の据付で、コンクリート面のチップング及び仕上げ面に水切り勾配がついているとが確認できる。 1 7 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。 1 8 架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有していることが確認できる。 1 9 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。 2 0 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。 2 1 その他 理由： ●判断基準 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつき で判断不可</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%超</th></tr><tr><td rowspan="4">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a 1</td><td>a 2</td><td>b 1</td><td>a 2</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a 2</td><td>b 1</td><td>b 2</td><td>b 1</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b 1</td><td>b 2</td><td>c</td><td>b 2</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b 2</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。 ※ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。							ばらつきで判断可能			ばらつき で判断不可	50%以下	80%以下	80%超	評 価 値	90%以上	a 1	a 2	b 1	a 2	75%以上90%未満	a 2	b 1	b 2	b 1	60%以上75%未満	b 1	b 2	c	b 2	60%未満	b 2	c
		ばらつきで判断可能			ばらつき で判断不可																													
		50%以下	80%以下	80%超																														
評 価 値	90%以上	a 1	a 2	b 1	a 2																													
	75%以上90%未満	a 2	b 1	b 2	b 1																													
	60%以上75%未満	b 1	b 2	c	b 2																													
	60%未満	b 2	c	c	c																													

考査項目別運用表

(検 査 員)								
考 査 項 目	工 種	a 1	a 2	b 1	b 2	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ Ⅱ. 品質	砂防構造物工事 及び地すべり防 止工事 （集水井工事を 含む）（1／2）	品質管理が優れている	品質管理が b 1 より優れている	品質管理が やや優れている	品質管理が c より優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣ってい る	品質管理が劣っている
		●評価対象項目 【共通】 1 各局（建設部・事務所）で配合承認又は配合報告が提出された生コン会社の製品であることが確認できる。 2 コンクリート受入時に必要な試験を実施しており、強度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。 3 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 4 運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） 5 コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 6 地山との取り合わせが適切に行われているとが確認できる。 7 鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。 8 有害なクラックが無い。（有害なクラックとは、進行性があり、放置すると構造物本体の耐久性の低下や劣化を招くおそれがあるクラックのことをいう。） 9 その他（理由：					☐ 品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	☐ 品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

考 査 項 目	工 種	a 1	a 2	b 1	b 2	c	d	e																									
3. 出来形 及び 出来ばえ Ⅱ. 品質	砂防構造物工事 及び地すべり防 止工事 (集水井工事を 含む) (2 / 2)	●判断基準																															
		<table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつき で判断不可</td></tr><tr><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%超</td></tr><tr><td rowspan="4">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a 1</td><td>a 2</td><td>b 1</td><td>a 2</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a 2</td><td>b 1</td><td>b 2</td><td>b 1</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b 1</td><td>b 2</td><td>c</td><td>b 2</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b 2</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>			ばらつきで判断可能				ばらつき で判断不可	50%以下	80%以下	80%超	評 価 値	90%以上	a 1	a 2	b 1	a 2	75%以上90%未満	a 2	b 1	b 2	b 1	60%以上75%未満	b 1	b 2	c	b 2	60%未満	b 2	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつき で判断不可																												
		50%以下	80%以下	80%超																													
評 価 値	90%以上	a 1	a 2	b 1	a 2																												
	75%以上90%未満	a 2	b 1	b 2	b 1																												
	60%以上75%未満	b 1	b 2	c	b 2																												
	60%未満	b 2	c	c	c																												
※ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。																																	

考査項目別運用表

(検 査 員)								
考 査 項 目	工 種	a 1	a 2	b 1	b 2	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ II. 品質	舗装工事 (1 ／ 2)	品質管理が優れている	品質管理が b 1 より優れている	品質管理が やや優れている	品質管理が c より優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている
		●評価対象項目 【路床・路盤工関係】 1 設計図書に定められた試験方法でC B R値を測定していることが確認できる。 2 路床及び路盤工のプルーフローリングを行っていることが確認できる。 3 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 4 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。 5 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。 6 路床盛土において、一層の仕上がり厚を2 0 c m以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。 7 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。 8 その他 理由： 【アスファルト舗装工関係】 9 各局（建設部・事務所）で配合承認又は配合報告が提出されたアスファルトプラントの製品であることが確認できる。 1 0 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。 1 1 プラント出荷時、現場到達時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 1 2 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。 1 3 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値（縦継目1 5 c m・横継目1 m）以上であることが確認できる。 1 4 縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 1 5 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 1 6 その他 理由： 【コンクリート舗装工関係】 1 7 コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 1 8 各局（建設部・事務所）で配合承認又は配合報告が提出された生コン会社の製品であることが確認できる。 1 9 舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。 2 0 コンクリート受入時に必要な試験を実施しており、強度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。 2 1 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 2 2 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 2 3 材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。 2 4 チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。 2 5 鉄筋はコンクリートの中央位置へ配置していることが確認できる。 2 6 その他 理由：						□ 品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。

考 査 項 目	工 種	a 1	a 2	b 1	b 2	c	d	e																														
3. 出来形 及び 出来ばえ Ⅱ. 品質	舗装工事 (2 / 2)	●判断基準 <table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつき で判断不可</td></tr><tr><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%超</td></tr><tr><td rowspan="4">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a 1</td><td>a 2</td><td>b 1</td><td>a 2</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a 2</td><td>b 1</td><td>b 2</td><td>b 1</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b 1</td><td>b 2</td><td>c</td><td>b 2</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b 2</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の 値で評価する。 ③ 評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 () ④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。 ※ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。								ばらつきで判断可能			ばらつき で判断不可	50%以下	80%以下	80%超	評 価 値	90%以上	a 1	a 2	b 1	a 2	75%以上90%未満	a 2	b 1	b 2	b 1	60%以上75%未満	b 1	b 2	c	b 2	60%未満	b 2	c	c	c	
		ばらつきで判断可能			ばらつき で判断不可																																	
		50%以下	80%以下	80%超																																		
評 価 値	90%以上	a 1	a 2	b 1	a 2																																	
	75%以上90%未満	a 2	b 1	b 2	b 1																																	
	60%以上75%未満	b 1	b 2	c	b 2																																	
	60%未満	b 2	c	c	c																																	

考査項目別運用表

(検 査 員)								
考 査 項 目	工 種	a 1	a 2	b 1	b 2	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	法面工事 (1 ／ 2)	品質管理が優れている	品質管理が b 1 より優れている	品質管理が やや優れている	品質管理が c より優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている
		●評価対象項目 【共 通】 1 施工基面が平滑に仕上がっていることが確認できる。(特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係) 2 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石ゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。 3 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。 4 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 5 使用材料（肥料・種子・セメント等）の使用量（空袋数等）が確認できる。 6 その他（理由：_____） 【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】 7 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。 8 ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。 9 ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。 1 0 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 1 1 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 1 2 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。 1 3 その他（理由：_____） 【コンクリート又はモルタル吹付工関係】 1 4 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 1 5 金網の重ね幅が、 1 0 cm以上確保されていることが確認できる。 1 6 金網が破損を生じていないことが確認できる。 1 7 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。 1 8 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 1 9 吹付け厚さに応じて2層以上に分割して施工していることが確認できる。 2 0 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 2 1 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 2 2 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。 2 3 ネット（金網等）の留めアンカーの打ち込みは十分に固定されている。 2 4 その他（理由：_____）					□ 品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	□ 品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

考 査 項 目	工 種	a 1	a 2	b 1	b 2	c	d	e																														
3. 出来形 及び 出来ばえ Ⅱ. 品質	法面工事 (2／2)	【現場打法枠工関係（プレキャスト法枠工含む）】 2 5 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 2 6 アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。 2 7 現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。 2 8 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 2 9 枠内に空隙が無いことが確認できる。 3 0 層間にはく離が無いことが確認できる。 3 1 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 3 2 その他 理由： 【ポケット式落石防止工関係】 3 3 ルーフアンカー打ち込みヶ所の表土は取り除かれ、岩盤が露出していることが確認できる。 3 4 岩盤への削孔深が設計値以上であることが確認できる。 3 5 孔内に挿入したルーフアンカーの打ち込み状況及び固定されていることが確認できる。 3 6 注入剤（セメントミルク）の充填状況が確認できる。 3 7 金網の重ね幅が、1 0 c m以上確保されていることが確認できる。 3 8 その他 理由：																																				
●判断基準 <table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつき で判断不可</td></tr><tr><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%超</td></tr><tr><td rowspan="4">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a 1</td><td>a 2</td><td>b 1</td><td>a 2</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a 2</td><td>b 1</td><td>b 2</td><td>b 1</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b 1</td><td>b 2</td><td>c</td><td>b 2</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b 2</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。											ばらつきで判断可能			ばらつき で判断不可	50%以下	80%以下	80%超	評 価 値	90%以上	a 1	a 2	b 1	a 2	75%以上90%未満	a 2	b 1	b 2	b 1	60%以上75%未満	b 1	b 2	c	b 2	60%未満	b 2	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつき で判断不可																																	
		50%以下	80%以下	80%超																																		
評 価 値	90%以上	a 1	a 2	b 1	a 2																																	
	75%以上90%未満	a 2	b 1	b 2	b 1																																	
	60%以上75%未満	b 1	b 2	c	b 2																																	
	60%未満	b 2	c	c	c																																	

考査項目別運用表

(検 査 員)								
考 査 項 目	工 種	a 1	a 2	b 1	b 2	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ 								

考査項目別運用表

(検 査 員)																																				
考 査 項 目	工 種	a 1	a 2	b 1	b 2	c	d	e																												
3. 出来形 及び 出来ばえ II. 品質	海岸工事	品質管理が優れている	品質管理が b 1 より優れている	品質管理が やや優れている	品質管理が c より優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている																												
		●評価対象項目 1 コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 2 運搬、打設、締め固めが、気象条件に適しており、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 3 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 4 コンクリートブロックの転置及び仮置にあたって、強度確認を行っている。 5 転倒や崩壊等が無いようコンクリートブロックの仮置を行っていることが確認できる。 6 捨石基礎の均し面が平坦に仕上げられてことが確認できる。 7 工事期間中、1 日 1 回は潮位観測を実施して記録していることが確認できる。 8 台風などの異常気象に備えて施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる。 9 その他 理由： ●判断基準 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつき で判断不可</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%超</th></tr><tr><td rowspan="4">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a 1</td><td>a 2</td><td>b 1</td><td>a 2</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a 2</td><td>b 1</td><td>b 2</td><td>b 1</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b 1</td><td>b 2</td><td>c</td><td>b 2</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b 2</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> ※ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。							ばらつきで判断可能			ばらつき で判断不可	50%以下	80%以下	80%超	評 価 値	90%以上	a 1	a 2	b 1	a 2	75%以上90%未満	a 2	b 1	b 2	b 1	60%以上75%未満	b 1	b 2	c	b 2	60%未満	b 2	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつき で判断不可																															
		50%以下	80%以下	80%超																																
評 価 値	90%以上	a 1	a 2	b 1	a 2																															
	75%以上90%未満	a 2	b 1	b 2	b 1																															
	60%以上75%未満	b 1	b 2	c	b 2																															
	60%未満	b 2	c	c	c																															

考査項目別運用表

(検 査 員)																																			
考 査 項 目	工 種	a 1	a 2	b 1	b 2	c	d	e																											
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	コンクリート橋上部工事（P C 及び R C を対象）	品質管理が優れている	品質管理が b 1 より優れている	品質管理がやや優れている	品質管理が c より優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている																											
		●評価対象項目 1 コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 2 各局（建設部・事務所）で配合承認又は配合報告が提出された生コン会社の製品であることが確認できる。 3 コンクリート受入時に必要な試験を実施しており、強度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。 4 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 5 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固方法が、定められた条件を満足していることが確認できる(寒中及び暑中コンクリート等を含む)。 6 コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 7 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 8 鉄筋の引張強度及び曲げ強度が試験値で、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 9 コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 1 0 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 1 1 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 1 2 コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 1 3 スペーサーの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 1 4 プレビーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 1 5 使用する装置及び機器のキャリブレーションが事前に実施していることが確認できる。 1 6 P C 鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 1 7 プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 1 8 コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。 1 9 有害なクラックが無い。(有害なクラックとは、進行性があり、放置すると構造物本体の耐久性の低下や劣化を招く等のおそれがあるクラックのことをいう。) 2 0 その他〔理由：_____〕 ●判断基準<table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%超</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a 1</td><td>a 2</td><td>b 1</td><td>a 2</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a 2</td><td>b 1</td><td>b 2</td><td>b 1</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b 1</td><td>b 2</td><td>c</td><td>b 2</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b 2</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。 ※ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。								ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可	50%以下	80%以下	80%超	評価値	90%以上	a 1	a 2	b 1	a 2	75%以上90%未満	a 2	b 1	b 2	b 1	60%以上75%未満	b 1	b 2	c	b 2	60%未満	b 2	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可																														
		50%以下	80%以下	80%超																															
評価値	90%以上	a 1	a 2	b 1	a 2																														
	75%以上90%未満	a 2	b 1	b 2	b 1																														
	60%以上75%未満	b 1	b 2	c	b 2																														
	60%未満	b 2	c	c	c																														

考査項目別運用表

(検 査 員)																																						
考 査 項 目	工 種	a 1	a 2	b 1	b 2	c	d	e																														
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	塗装工事	品質管理が優れている	品質管理が b 1 より優れている	品質管理が やや優れている	品質管理が c より優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている																														
		●評価対象項目 1 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 2 ケレンを入念に実施していることが確認できる。 3 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。 4 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。 5 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 6 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 7 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。 8 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。 9 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 1 0 その他 理由：						□ 品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	□ 品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																													
●判断基準 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつき で判断不可</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%超</th></tr><tr><td rowspan="4">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a 1</td><td>a 2</td><td>b 1</td><td>a 2</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a 2</td><td>b 1</td><td>b 2</td><td>b 1</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b 1</td><td>b 2</td><td>c</td><td>b 2</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b 2</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。											ばらつきで判断可能			ばらつき で判断不可	50%以下	80%以下	80%超	評 価 値	90%以上	a 1	a 2	b 1	a 2	75%以上90%未満	a 2	b 1	b 2	b 1	60%以上75%未満	b 1	b 2	c	b 2	60%未満	b 2	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつき で判断不可																																	
		50%以下	80%以下	80%超																																		
評 価 値	90%以上	a 1	a 2	b 1	a 2																																	
	75%以上90%未満	a 2	b 1	b 2	b 1																																	
	60%以上75%未満	b 1	b 2	c	b 2																																	
	60%未満	b 2	c	c	c																																	

考査項目別運用表

(検 査 員)								
考 査 項 目	工 種	a 1	a 2	b 1	b 2	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ 								

考査項目別運用表

(検 査 員)																																						
考 査 項 目	工 種	a 1	a 2	b 1	b 2	c	d	e																														
3. 出来形 及び 出来ばえ II. 品質	植栽工事	品質管理が優れている	品質管理が b 1 より優れている	品質管理が やや優れている	品質管理が c より優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている																														
		●評価対象項目 1 活着が促されるよう管理していることが確認できる。 2 樹木などに損傷、はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。 3 樹木等の生育に害のある害虫等がないことが確認できる。 4 施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。 5 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。 6 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り植穴底部を耕していることが確認できる。 7 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。 8 樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。 9 その他 理由：					□ 品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	□ 品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																														
●判断基準 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつき で判断不可</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%超</th></tr><tr><td rowspan="4">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a 1</td><td>a 2</td><td>b 1</td><td>a 2</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a 2</td><td>b 1</td><td>b 2</td><td>b 1</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b 1</td><td>b 2</td><td>c</td><td>b 2</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b 2</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。											ばらつきで判断可能			ばらつき で判断不可	50%以下	80%以下	80%超	評 価 値	90%以上	a 1	a 2	b 1	a 2	75%以上90%未満	a 2	b 1	b 2	b 1	60%以上75%未満	b 1	b 2	c	b 2	60%未満	b 2	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつき で判断不可																																	
		50%以下	80%以下	80%超																																		
評 価 値	90%以上	a 1	a 2	b 1	a 2																																	
	75%以上90%未満	a 2	b 1	b 2	b 1																																	
	60%以上75%未満	b 1	b 2	c	b 2																																	
	60%未満	b 2	c	c	c																																	

考査項目別運用表

(検 査 員)								
考 査 項 目	工 種	a 1	a 2	b 1	b 2	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ 								

考査項目別運用表

(検 査 員)																																						
考 査 項 目	工 種	a 1	a 2	b 1	b 2	c	d	e																														
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	電線共同溝工事	品質管理が優れている	品質管理が b 1 より優れている	品質管理が やや優れている	品質管理が c より優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている																														
		●評価対象項目 1 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。 2 管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。 3 プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 4 特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。 5 特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。 6 埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 7 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。 8 管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 9 管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。 1 0 その他 理由：						□ 品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	□ 品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																													
●判断基準 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつき で判断不可</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%超</th></tr><tr><th rowspan="4">評 価 値</th><th>90%以上</th><td>a 1</td><td>a 2</td><td>b 1</td><td>a 2</td></tr><tr><th>75%以上90%未満</th><td>a 2</td><td>b 1</td><td>b 2</td><td>b 1</td></tr><tr><th>60%以上75%未満</th><td>b 1</td><td>b 2</td><td>c</td><td>b 2</td></tr><tr><th>60%未満</th><td>b 2</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。											ばらつきで判断可能			ばらつき で判断不可	50%以下	80%以下	80%超	評 価 値	90%以上	a 1	a 2	b 1	a 2	75%以上90%未満	a 2	b 1	b 2	b 1	60%以上75%未満	b 1	b 2	c	b 2	60%未満	b 2	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつき で判断不可																																	
		50%以下	80%以下	80%超																																		
評 価 値	90%以上	a 1	a 2	b 1	a 2																																	
	75%以上90%未満	a 2	b 1	b 2	b 1																																	
	60%以上75%未満	b 1	b 2	c	b 2																																	
	60%未満	b 2	c	c	c																																	

考査項目別運用表

(検 査 員)																																							
考 査 項 目	工 種	a 1	a 2	b 1	b 2	c	d	e																															
3. 出来形及び出来ばえ	港 湾 築 造 工 事 (浚渫・床掘工事)	品質管理が優れている	品質管理が b 1 より優れている	品質管理が やや優れている	品質管理が c より優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている																															
Ⅱ. 品質		●評価対象項目 【共通】 1 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 2 既設構造物に影響がないよう十分検討して施工されていることが確認できる。 3 航行船舶に影響がないよう十分検討して施工されていることが確認できる。 4 材料等の品質に異常値が想定される場合、品質確認に必要な試験等が行われていることが確認できる。 5 気象・海象を十分調査して施工されていることが確認できる。 6 設計図書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。 7 作業船が十分管理下におかれ、統率されていることが確認できる。 【浚渫・床掘関係】 8 土砂処分における運搬途中で漏出がないように施工していることが確認できる。 9 潮位及び潮流、波浪等の状況を十分把握して施工されている。 1 0 土質改良を適切に行っていることが記録で確認できる。 1 1 土捨て場土量に制約がある場合、適切な土量で、許容範囲に精度よく平坦に仕上がっている。 1 2 土捨て場に制約がなく、深掘しても周辺構造物に影響がない場合、今後の埋没も考慮し、深く平坦に仕上がっている。 1 3 土質に対して、適正な船舶、機械を使用し、周辺環境への影響を最小限に抑えている。 (大型船による施工で、作業日数短縮等も含む。) 1 4 浚渫・床掘時に濁り防止に十分注意して、漏出がないように施工していることが確認できる。 1 5 浚渫工又は床掘工において、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的作業が可能な作業船を選定していることが確認できる。 1 6 土砂運搬において、施工の効率、周辺海域の利用状況を考慮して、土砂の運搬経路を決定していることが確認できる。 1 7 置換材の規格・品質が試験成績表等（現物照合を含む）で確認できる。 1 8 砲弾等の爆発物が発見された場合、関係機関への報告が速やかになされていることが確認できる。 1 9 その他 理由： ●判断基準 <table><tr><th colspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつき で判断不可</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%超</th></tr><tr><td rowspan="4">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a 1</td><td>a 2</td><td>b 1</td><td>a 2</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a 2</td><td>b 1</td><td>b 2</td><td>b 1</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b 1</td><td>b 2</td><td>c</td><td>b 2</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b 2</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。								ばらつきで判断可能			ばらつき で判断不可			50%以下	80%以下	80%超	評 価 値	90%以上	a 1	a 2	b 1	a 2	75%以上90%未満	a 2	b 1	b 2	b 1	60%以上75%未満	b 1	b 2	c	b 2	60%未満	b 2	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつき で判断不可																																		
		50%以下	80%以下	80%超																																			
評 価 値	90%以上	a 1	a 2	b 1	a 2																																		
	75%以上90%未満	a 2	b 1	b 2	b 1																																		
	60%以上75%未満	b 1	b 2	c	b 2																																		
	60%未満	b 2	c	c	c																																		

考査項目別運用表

(検 査 員)																																							
考 査 項 目	工 種	a 1	a 2	b 1	b 2	c	d	e																															
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	港 湾 築 造 工 事 （ 地 盤 改 良 工 事 ）	品質管理が優れている	品質管理が b 1 より優れている	品質管理が やや優れている	品質管理が c より優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている																															
		●評価対象項目 【共通】 1 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 2 既設構造物に影響がないよう十分検討して施工されていることが確認できる。 3 航行船舶に影響がないよう十分検討して施工されていることが確認できる。 4 材料等の品質に異常値が想定される場合、品質確認に必要な試験等が行われていることが確認できる。 5 気象・海象を十分調査して施工されていることが確認できる。 6 設計図書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。 7 作業船が十分管理下におかれ、統率されていることが確認できる。 【地盤改良関係】 8 改良材料の管理記録が整理され、品質管理を適切に行っていることが記録で確認でき、設計図書の仕様を満足している。 9 浮泥を巻き込まないよう置換材を投入していることが確認できる。 1 0 サンドドレン・砕石ドレン、サンドコンパクションパイル及びロッドコンパクションが連続した一様な形状・品質に施工されていることが打込記録等により確認できる。 1 1 ペーパードレンが計画深度まで破損なく正常に形成されていることが打込記録等により確認できるとともに、打設を完了したペーパードレンの頭部が保護され、排水効果が維持されていることが確認できる。 1 2 深層混合処理の打込記録等から、設計図書に定められている事項が確認できる。 1 3 前記以外の改良工法について、記録から設計図書に定められている事項が確認できる。 1 4 盛上り土の状況確認及び管理を適切に行っていることが記録で確認できる。 1 5 その他（理由：_____） ●判断基準 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつき で判断不可</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%超</th></tr><tr><td rowspan="4">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a 1</td><td>a 2</td><td>b 1</td><td>a 2</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a 2</td><td>b 1</td><td>b 2</td><td>b 1</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b 1</td><td>b 2</td><td>c</td><td>b 2</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b 2</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> ⑤ 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ⑥ 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ⑦ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ⑧ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。								ばらつきで判断可能			ばらつき で判断不可	50%以下	80%以下	80%超	評 価 値	90%以上	a 1	a 2	b 1	a 2	75%以上90%未満	a 2	b 1	b 2	b 1	60%以上75%未満	b 1	b 2	c	b 2	60%未満	b 2	c	c	c	□ 品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	□ 品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
				ばらつきで判断可能			ばらつき で判断不可																																
50%以下	80%以下			80%超																																			
評 価 値	90%以上	a 1	a 2	b 1	a 2																																		
	75%以上90%未満	a 2	b 1	b 2	b 1																																		
	60%以上75%未満	b 1	b 2	c	b 2																																		
	60%未満	b 2	c	c	c																																		
※ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。																																							

考查項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目

3. 出来形及び出来ばえ

Ⅱ. 品質

工 種

港 湾 築 造 工 事
(マット、捨石及び均し工事)

a 1

品質管理が優れている

a 2

品質管理が
b 1 より優れている

b 1

品質管理が
やや優れている

b 2

品質管理が
c より優れている

c

他の評価に該当しない

d

品質管理がやや劣っている

e

品質管理が劣っている

●評価対象項目

【共通】

1 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。

2 既設構造物に影響がないよう十分検討して施工されていることが確認できる。

3 航行船舶に影響がないよう十分検討して施工されていることが確認できる。

4 材料等の品質に異常値が想定される場合、品質確認に必要な試験等が行われていることが確認できる。

5 気象・海象を十分調査して施工されていることが確認できる。

6 設計図書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。

7 作業船が十分管理下におかれ、統率されていることが確認できる。

【マット、捨石及び均し関係】

8 捨石、被覆石など材料の規格・品質が試験成績表等（現物照合を含む）で確認できる。

9 マットが破損なく所定の幅で重ね合わせられていることが写真記録等により確認できる。

1 0 捨石、被覆及び根固め石がゆるみのないよう堅固に施工され、記録により確認できる。

1 1 裏込めが既設構造物及び砂防目地板の破損がなく施工され、記録により確認できる。

1 2 捨石、被覆石等の石材は、扁平細長でなく、風化凍壊の恐れのないものが使用されていることが確認できる。

1 3 施工面から浮泥等の品質の害となるものを除去してから施工されていることが確認できる。

1 4 マットの施工が平滑に仕上げられていることが記録により確認できる。

1 5 捨石、被覆及び根固め石の施工が平滑に仕上げられていることが記録により確認できる。

1 6 その他（理由：）

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつき で判断不可
		50%以下	80%以下	80%超	
評 価 値	90%以上	a 1	a 2	b 1	a 2
	75%以上90%未満	a 2	b 1	b 2	b 1
	60%以上75%未満	b 1	b 2	c	b 2
	60%未満	b 2	c	c	c

⑨ 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。

⑩ 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

⑪ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）

⑫ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

※ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。

考査項目別運用表

(検 査 員)																																			
考 査 項 目	工 種	a 1	a 2	b 1	b 2	c	d	e																											
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	港 湾 築 造 工 事 (本体：杭及び矢板、控工工事)	品質管理が優れている	品質管理が b 1 より優れている	品質管理が やや優れている	品質管理が c より優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている																											
		●評価対象項目 【共通】 1 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 2 既設構造物に影響がないよう十分検討して施工されていることが確認できる。 3 航行船舶に影響がないよう十分検討して施工されていることが確認できる。 4 材料等の品質に異常値が想定される場合、品質確認に必要な試験等が行われていることが確認できる。 5 気象・海象を十分調査して施工されていることが確認できる。 6 設計図書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。 7 作業船が十分管理下におかれ、統率されていることが確認できる。 【本体：杭及び矢板、控工関係】 8 鋼材の規格・数量がミルシート等（現物照合を含む）で確認できる。 9 鋼材の保管にあたり、変形及び塗覆装面に損傷を与えないよう、適切に処理されていることが確認できる。 1 0 杭及び矢板に損傷及び修補痕がなく施工されていることが確認できる。 1 1 杭及び矢板の打止めの施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。 1 2 腹起し材を全長にわたり規定の水平高さに取り付け、ボルトで十分締め付け矢板護岸に密着させていることが確認できる。 1 3 タイロッドは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されていることが確認できる。 1 4 溶接及び切断の品質管理に関して設計図書の仕様を満足している。 1 5 その他〔理由： ●判断基準 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつき で判断不可</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%超</th></tr><tr><td rowspan="4">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a 1</td><td>a 2</td><td>b 1</td><td>a 2</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a 2</td><td>b 1</td><td>b 2</td><td>b 1</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b 1</td><td>b 2</td><td>c</td><td>b 2</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b 2</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> ⑬ 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ⑭ 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ⑮ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ⑯ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。								ばらつきで判断可能			ばらつき で判断不可	50%以下	80%以下	80%超	評 価 値	90%以上	a 1	a 2	b 1	a 2	75%以上90%未満	a 2	b 1	b 2	b 1	60%以上75%未満	b 1	b 2	c	b 2	60%未満	b 2	c
		ばらつきで判断可能			ばらつき で判断不可																														
		50%以下	80%以下	80%超																															
評 価 値	90%以上	a 1	a 2	b 1	a 2																														
	75%以上90%未満	a 2	b 1	b 2	b 1																														
	60%以上75%未満	b 1	b 2	c	b 2																														
	60%未満	b 2	c	c	c																														

考査項目別運用表

(検 査 員)																																					
考 査 項 目	工 種	a 1	a 2	b 1	b 2	c	d	e																													
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	港 湾 築 造 工 事 (本体：ケーソン据付、ブロック据付工事)	品質管理が優れている	品質管理が b 1 より優れている	品質管理が やや優れている	品質管理が c より優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている																													
		●評価対象項目 【共通】 1 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 2 既設構造物に影響がないよう十分検討して施工されていることが確認できる。 3 航行船舶に影響がないよう十分検討して施工されていることが確認できる。 4 材料等の品質に異常値が想定される場合、品質確認に必要な試験等が行われていることが確認できる。 5 気象・海象を十分調査して施工されていることが確認できる。 6 設計図書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。 7 作業船が十分管理下におかれ、統率されていることが確認できる。 【本体：ケーソン据付、ブロック据付関係】 8 ケーソン仮置に先立ち仮置場を調査し、仮置作業が所定の位置に異常なく行われていることが確認できる。 9 ケーソン据付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われていることが確認できる。 1 0 ケーソン据付等及び中詰めにおいてケーソン及び既設構造物等の破損がなく施工されていることが確認できる。 1 1 コンクリートブロック据付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われていることが確認できる。 1 2 ブロック据付等においてブロック及び既設構造物等の破損がなく施工されていることが確認できる。 1 3 ケーソンえい航に先立ち、気象・海象等を十分調査し、適切な時期に選定されていることが確認できる。 1 4 ケーソンえい航に先立ち、上蓋、安全ネット又は吊り足場等を設置し、墜落防止の措置を講じていることが確認できる。 1 5 ケーソン注水時の隔室の水頭差が1 m以内になるように管理されていることが確認できる。 1 6 ケーソン仮置き、据付の時期について、設計図書を満足するよう実施されていることが確認できる。 1 7 中詰めにおいて海上漏出がないように施工されていることが確認できる。 1 8 その他〔理由： ●判断基準 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%超</th></tr><tr><th rowspan="4">評 価 値</th><th>90%以上</th><td>a 1</td><td>a 2</td><td>b 1</td><td>a 2</td></tr><tr><th>75%以上90%未満</th><td>a 2</td><td>b 1</td><td>b 2</td><td>b 1</td></tr><tr><th>60%以上75%未満</th><td>b 1</td><td>b 2</td><td>c</td><td>b 2</td></tr><tr><th>60%未満</th><td>b 2</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> ※ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。								ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可	50%以下	80%以下	80%超	評 価 値	90%以上	a 1	a 2	b 1	a 2	75%以上90%未満	a 2	b 1	b 2	b 1	60%以上75%未満	b 1	b 2	c	b 2	60%未満	b 2	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可																																
		50%以下	80%以下	80%超																																	
評 価 値	90%以上	a 1	a 2	b 1	a 2																																
	75%以上90%未満	a 2	b 1	b 2	b 1																																
	60%以上75%未満	b 1	b 2	c	b 2																																
	60%未満	b 2	c	c	c																																

考査項目別運用表

(検 査 員)																																			
考 査 項 目	工 種	a 1	a 2	b 1	b 2	c	d	e																											
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	港 湾 築 造 工 事 (コンクリート工事)	品質管理が優れている	品質管理が b 1 より優れている	品質管理が やや優れている	品質管理が c より優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている																											
		●評価対象項目 【共通】 1 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 2 既設構造物に影響がないよう十分検討して施工されていることが確認できる。 3 航行船舶に影響がないよう十分検討して施工されていることが確認できる。 4 材料等の品質に異常値が想定される場合、品質確認に必要な試験等が行われていることが確認できる。 5 気象・海象を十分調査して施工されていることが確認できる。 6 設計図書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。 7 作業船が十分管理下におかれ、統率されていることが確認できる。 【コンクリート関係】 8 各局（建設部・事務所）で配合承認又は配合報告が提出された生コン会社の製品であることが確認できる。 9 コンクリート受入時に必要な試験を実施しており、強度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 1 0 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 1 1 コンクリート一層の打設厚さは5 0 c m以下で均等厚に連続して打設されていることが確認できる。 1 2 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高（1. 5 m以内）及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） 1 3 コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 1 4 コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 1 5 鉄筋の品質が証明書類で確認できる。 1 6 コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 1 7 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 1 8 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 1 9 コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 2 0 スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 2 1 有害なクラックが無い。（有害なクラックとは、進行性があり、放置すると構造物本体の耐久性の低下や劣化を招くおそれがあるクラックのことをいう。） 2 2 その他〔理由：_____〕 ●判断基準 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%超</th></tr><tr><td rowspan="4">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a 1</td><td>a 2</td><td>b 1</td><td>a 2</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a 2</td><td>b 1</td><td>b 2</td><td>b 1</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b 1</td><td>b 2</td><td>c</td><td>b 2</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b 2</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 21 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 22 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 23 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） 24 なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。								ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可	50%以下	80%以下	80%超	評 価 値	90%以上	a 1	a 2	b 1	a 2	75%以上90%未満	a 2	b 1	b 2	b 1	60%以上75%未満	b 1	b 2	c	b 2	60%未満	b 2	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可																														
		50%以下	80%以下	80%超																															
評 価 値	90%以上	a 1	a 2	b 1	a 2																														
	75%以上90%未満	a 2	b 1	b 2	b 1																														
	60%以上75%未満	b 1	b 2	c	b 2																														
	60%未満	b 2	c	c	c																														

考査項目別運用表

(検 査 員)																																						
考 査 項 目	工 種	a 1	a 2	b 1	b 2	c	d	e																														
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	建築工事	品質管理が優れている	品質管理が b 1 より優れている	品質管理が やや優れている	品質管理が c より優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている																														
		●評価対象項目 1 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備なされていることが確認できる。 2 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備なされていることが確認できる。 3 機器等（設備等）の機能が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備なされていることが確認できる。 4 室内の塵芥処理等が適切に行われ、納まりの事前検討も十分実施され、良質な施工が伺えることが確認できる。 5 その他 理由：						□ 品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	□ 品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																													
●判断基準 <table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつきで判断不可</td></tr><tr><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%超</td></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a 1</td><td>a 2</td><td>b 1</td><td>a 2</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a 2</td><td>b 1</td><td>b 2</td><td>b 1</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b 1</td><td>b 2</td><td>c</td><td>b 2</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b 2</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> ※ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。											ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可	50%以下	80%以下	80%超	評価値	90%以上	a 1	a 2	b 1	a 2	75%以上90%未満	a 2	b 1	b 2	b 1	60%以上75%未満	b 1	b 2	c	b 2	60%未満	b 2	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可																																	
		50%以下	80%以下	80%超																																		
評価値	90%以上	a 1	a 2	b 1	a 2																																	
	75%以上90%未満	a 2	b 1	b 2	b 1																																	
	60%以上75%未満	b 1	b 2	c	b 2																																	
	60%未満	b 2	c	c	c																																	

考査項目別運用表

(検 査 員)																																			
考 査 項 目	工 種	a 1	a 2	b 1	b 2	c	d	e																											
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	修繕工事（橋脚補強、耐震補強、落橋防止等）	品質管理が優れている	品質管理が b 1 より優れている	品質管理が やや優れている	品質管理が c より優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている																											
		●評価対象項目 1 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 2 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 3 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 4 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。 5 理由： 6 理由： 7 理由： 8 理由： ●判断基準<table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつき で判断不可</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%超</th></tr><tr><td rowspan="4">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a 1</td><td>a 2</td><td>b 1</td><td>a 2</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a 2</td><td>b 1</td><td>b 2</td><td>b 1</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b 1</td><td>b 2</td><td>c</td><td>b 2</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b 2</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。								ばらつきで判断可能			ばらつき で判断不可	50%以下	80%以下	80%超	評 価 値	90%以上	a 1	a 2	b 1	a 2	75%以上90%未満	a 2	b 1	b 2	b 1	60%以上75%未満	b 1	b 2	c	b 2	60%未満	b 2	c
		ばらつきで判断可能			ばらつき で判断不可																														
		50%以下	80%以下	80%超																															
評 価 値	90%以上	a 1	a 2	b 1	a 2																														
	75%以上90%未満	a 2	b 1	b 2	b 1																														
	60%以上75%未満	b 1	b 2	c	b 2																														
	60%未満	b 2	c	c	c																														

考査項目別運用表

(検 査 員)								
考 査 項 目	工 種	a 1	a 2	b 1	b 2	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ Ⅱ. 品質	維持工事 (清掃工、除草工、付属物工、除雪、応急処理等)	品質管理が優れている	品質管理が b 1 より優れている	品質管理が やや優れている	品質管理が c より優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている
		●評価対象項目 1 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 2 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 3 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 4 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。 5 理由： 6 理由： 7 理由： 8 理由：					□ 品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	□ 品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・ a1 評価値が 80%以上 90%未満・・・・ a2 評価値が 70%以上 80%未満・・・・ b1 評価値が 60%以上 70%未満・・・・ b2 評価値が 60%未満・・・・・・ c					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。	

考査項目別運用表

(検 査 員)								
考 査 項 目	工 種	a 1	a 2	b 1	b 2	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ <								

考査項目別運用表

(検 査 員)								
考 査 項 目	工 種	a 1	a 2	b 1	b 2	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	電気設備工事	品質管理が優れている	品質管理が b 1 より優れている	品質管理が やや優れている	品質管理が c より優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている
		●評価対象項目 1 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討が実施していることが確認できる。 2 材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 3 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。 4 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。 5 ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 6 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 7 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 8 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 9 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。 1 0 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。 1 1 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 1 2 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 1 3 その他（理由：_____） ●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a1 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・・・・a2 評価値が 70%以上 80%未満・・・・・・・・b1 評価値が 60%以上 70%未満・・・・・・・・b2 評価値が 60%未満・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。					□ 品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	□ 品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

考査項目別運用表

(検 査 員)								
考 査 項 目	工 種	a 1	a 2	b 1	b 2	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ Ⅱ. 品質	通信設備工事・ 受変電設備工事	品質管理が優れている	品質管理が b 1 より優れている	品質管理が やや優れている	品質管理が c より優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている
		●評価対象項目 電気 1 設計図書に定められている品質管理が実施されていることが確認できる。 2 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。 3 材料の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 4 設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 5 ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 6 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。 7 完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法がが安易に判別できる資料等が整備していることが確認できる。 8 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料が整備していることが確認できる。 9 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。 1 0 設備全体についての取扱説明書を工夫していることが確認できる。 1 1 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 1 2 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 1 3 その他（理由： ）					☐ 品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	☐ 品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・ a1 評価値が 80%以上 90%未満・・・・ a2 評価値が 70%以上 80%未満・・・・ b1 評価値が 60%以上 70%未満・・・・ b2 評価値が 60%未満・・・・・・ c		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				

考査項目別運用表

(検 査 員)								
考 査 項 目	工 種	a 1	a 2	b 1	b 2	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ II. 品質	コンクリート 二次製品工事	品質管理が優れている	品質管理が b 1 より優 れている	品質管理がやや優れてい る	品質管理が c より優れて いる	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている
		●評価対象項目 1 製品の損傷がない。又は、損傷部は補修している。 2 側溝本体及び蓋等の設置は路面（計画高さ等）と段差が生じないよう平坦でゆれ等がない。 3 側溝・BOX等の継ぎ目部分の施工は設計図書に基づき施工され水密性を保ち段差等がない。 4 既存施設等へのスリ付けが良い。 5 管の下面及びカラーの周辺は空隙・隙間等が生じないよう施工している。 6 設計図書に基づく二次製品は規格値を満足している。 7 緊張及びグラウト管理が適切に実施され記録により確認できる。 8 その他〔理由：_____〕 ●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a1 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・・・・a2 評価値が 70%以上 80%未満・・・・・・・・b1 評価値が 60%以上 70%未満・・・・・・・・b2 評価値が 60%未満・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。					☐ 品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	☐ 品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
3. 出来形 及び 出来ばえ II. 品質	河川浚渫工事	a 1	a 2	b 1	b 2	c	d	e
		品質管理が優れている	品質管理が b 1 より優 れている	品質管理がやや優れてい る	品質管理が c より優れて いる	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている
		●評価対象項目 1 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 2 浚渫工の施工上の注意事項（仕様書等による）が守られている。 3 着工前の各断面写真等が整理され、断面確認が出来る。 4 掘削土の搬出において運搬車からの漏れだし等がない。また、路面清掃が行われている。 5 産業廃棄物管理表（マニフェスト）が整理されている。 6 その他〔理由：_____〕 ●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a1 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・・・・a2 評価値が 70%以上 80%未満・・・・・・・・b1 評価値が 60%以上 70%未満・・・・・・・・b2 評価値が 60%未満・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。					☐ 品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	☐ 品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

考査項目別運用表

(検 査 員)								
考 査 項 目	工 種	a 1	a 2	b 1	b 2	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	水門等鋼構造物	品質管理が優れている	品質管理が b 1 より優れている	品質管理が やや優れている	品質管理が c より優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている
		●評価対象項目 1 材料、部品の品質照合の書類(ミルシートとラベル照合等)を整理しており品質の確認ができる。 2 単体機械製品の機能及び性能確認試験について、試験書類を整理しており品質の確認ができる。 3 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。 4 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理しており品質の確認ができる。 5 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 6 水密性が確保されている。 7 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 8 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 9 その他 理由： ●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・・・・・ a1 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・・ a2 評価値が 70%以上 80%未満・・・・・・ b1 評価値が 60%以上 70%未満・・・・・・ b2 評価値が 60%未満・・・・・・・・・・ c					☐ 品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	☐ 品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。						

考査項目別運用表

(検 査 員)																																						
考 査 項 目	工 種	a 1	a 2	b 1	b 2	c	d	e																														
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	管水路工事	品質管理が優れている	品質管理が b 1 より優れている	品質管理が やや優れている	品質管理が c より優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている																														
		●評価対象項目 1 仕様書で定められている品質管理が実施されている。 2 材料の品質規程が証明書類が確認できる。 3 中心線の通りがよい。 4 仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。 5 管の両側面が均等に埋め戻されていることが確認されている。 6 地盤面、基礎面に不陸が生じていないことが確認できる。 7 管の吊り込み、据付の際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。 8 コンクリート構造物にきめ細かな施工がうかがえる。 9 その他 理由：						□ 品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	□ 品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																													
●判断基準 <table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつき で判定不可</td></tr><tr><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%超</td></tr><tr><td rowspan="4">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a 1</td><td>a 2</td><td>b 1</td><td>a 2</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a 2</td><td>b 1</td><td>b 2</td><td>b 1</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b 1</td><td>b 2</td><td>c</td><td>b 2</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b 2</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> ※ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。											ばらつきで判断可能			ばらつき で判定不可	50%以下	80%以下	80%超	評 価 値	90%以上	a 1	a 2	b 1	a 2	75%以上90%未満	a 2	b 1	b 2	b 1	60%以上75%未満	b 1	b 2	c	b 2	60%未満	b 2	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつき で判定不可																																	
		50%以下	80%以下	80%超																																		
評 価 値	90%以上	a 1	a 2	b 1	a 2																																	
	75%以上90%未満	a 2	b 1	b 2	b 1																																	
	60%以上75%未満	b 1	b 2	c	b 2																																	
	60%未満	b 2	c	c	c																																	

考査項目別運用表

(検 査 員)																																			
考 査 項 目	工 種	a 1	a 2	b 1	b 2	c	d	e																											
3. 出来形 及び 出来ばえ Ⅱ. 品質	治山 鋼製土留工	品質管理が優れている	品質管理が b 1 より優れている	品質管理が やや優れている	品質管理が c より優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている																											
		●評価対象項目 1 材料の連結又はかみ合わせが適切である。 2 部材の配置及び端部処理が適切である。 3 鋼材の品質照合が品質保証書等（現物照合含む）で確認できる。 4 鋼材の保管管理が適正であることが確認できる。 5 ボールトの締付確認が実施され、規程がある場合は記録が保管されているとともに、測定機器等のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 6 詰石の規格及び施工が適切であることが確認できる。 7 埋戻において地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。 8 施工基面が平滑に仕上げられている。 9 その他（理由：_____） ●判断基準 <table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつき で判定不可</td></tr><tr><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%超</td></tr><tr><td rowspan="4">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a 1</td><td>a 2</td><td>b 1</td><td>a 2</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a 2</td><td>b 1</td><td>b 2</td><td>b 1</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b 1</td><td>b 2</td><td>c</td><td>b 2</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b 2</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。								ばらつきで判断可能			ばらつき で判定不可	50%以下	80%以下	80%超	評 価 値	90%以上	a 1	a 2	b 1	a 2	75%以上90%未満	a 2	b 1	b 2	b 1	60%以上75%未満	b 1	b 2	c	b 2	60%未満	b 2	c
		ばらつきで判断可能			ばらつき で判定不可																														
		50%以下	80%以下	80%超																															
評 価 値	90%以上	a 1	a 2	b 1	a 2																														
	75%以上90%未満	a 2	b 1	b 2	b 1																														
	60%以上75%未満	b 1	b 2	c	b 2																														
	60%未満	b 2	c	c	c																														

考査項目別運用表

(検 査 員)																																		
考 査 項 目	工 種	a 1	a 2	b 1	b 2	c	d	e																										
3. 出来形 及び 出来ばえ II. 品質	治山 落石防護壁工	品質管理が優れている	品質管理が b 1 より優れている	品質管理が やや優れている	品質管理が c より優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている																										
		●評価対象項目 1 材料の連結又はかみ合わせが適切である。 2 部材の配置及び端部処理が適切である。 3 部材の品質照合が品質保証書等（現物照合含む）で確認できる。 4 ボールトの締付確認が実施され、規程がある場合は記録が保管されているとともに、測定機器等のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 5 緩衝材の規格及び施工が適切であることが確認できる。 6 緩衝材を適切に連結している。 7 基礎部のコンクリート打設時に必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量が確認できる。 8 基礎部のコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 9 基礎部のコンクリートは施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設方法及び締固め方法等が、定められた条件を満足していることが確認できる。 1 0 各局で配合承認又は配合報告が提出された生コン会社の製品であることが確認できる。 1 1 その他 理由： ●判断基準 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつき で判定不可</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%超</th></tr><tr><td rowspan="4">評 価 値</td><td>90%以上</td><td>a 1</td><td>a 2</td><td>b 1</td><td>a 2</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a 2</td><td>b 1</td><td>b 2</td><td>b 1</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b 1</td><td>b 2</td><td>c</td><td>b 2</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b 2</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。							ばらつきで判断可能			ばらつき で判定不可	50%以下	80%以下	80%超	評 価 値	90%以上	a 1	a 2	b 1	a 2	75%以上90%未満	a 2	b 1	b 2	b 1	60%以上75%未満	b 1	b 2	c	b 2	60%未満	b 2	c
		ばらつきで判断可能			ばらつき で判定不可																													
		50%以下	80%以下	80%超																														
評 価 値	90%以上	a 1	a 2	b 1	a 2																													
	75%以上90%未満	a 2	b 1	b 2	b 1																													
	60%以上75%未満	b 1	b 2	c	b 2																													
	60%未満	b 2	c	c	c																													

考査項目別運用表

(検 査 員)																																						
考 査 項 目	工 種	a 1	a 2	b 1	b 2	c	d	e																														
3. 出来形 及び 出来ばえ Ⅱ. 品質	治山 固 定 工 (モ ル タ ル)	品質管理が優れている	品質管理が b 1 より優れている	品質管理が やや優れている	品質管理が c より優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている																														
		●評価対象項目 1 モルタル打設時に必要な供試体を採取し、引張強度・空気量等が確認できる。 2 モルタル供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 3 施工条件及び気象条件に適合した運搬・打設（注入）・養生等が、定められた条件を満足していることが確認できる。 4 材料のモルタル等が空隙もなく、適切に充填されている。 5 地山との取り合わせが適切に行われている。 6 その他 理由：						□ 品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	□ 品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																													
●判断基準 <table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="2">ばらつき で判定不可</td></tr><tr><td>50％以下</td><td>80％以下</td><td>80％超</td></tr><tr><td rowspan="4">評 価 値</td><td>90％以上</td><td>a 1</td><td>a 2</td><td>b 1</td><td>a 2</td></tr><tr><td>75％以上90％未満</td><td>a 2</td><td>b 1</td><td>b 2</td><td>b 1</td></tr><tr><td>60％以上75％未満</td><td>b 1</td><td>b 2</td><td>c</td><td>b 2</td></tr><tr><td>60％未満</td><td>b 2</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> ※ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。											ばらつきで判断可能			ばらつき で判定不可	50％以下	80％以下	80％超	評 価 値	90％以上	a 1	a 2	b 1	a 2	75％以上90％未満	a 2	b 1	b 2	b 1	60％以上75％未満	b 1	b 2	c	b 2	60％未満	b 2	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつき で判定不可																																	
		50％以下	80％以下	80％超																																		
評 価 値	90％以上	a 1	a 2	b 1	a 2																																	
	75％以上90％未満	a 2	b 1	b 2	b 1																																	
	60％以上75％未満	b 1	b 2	c	b 2																																	
	60％未満	b 2	c	c	c																																	

考査項目別運用表

(検 査 員)																																
考 査 項 目	工 種	a 1	a 2	b 1	b 2	c	d	e																								
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	治山固定工(ロープネット)	品質管理が優れている	品質管理が b 1 より優れている	品質管理が やや優れている	品質管理が c より優れている	他の評価に該当しない	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている																								
		●評価対象項目 1 材料の挿入が適切である。 2 部材の配置及び端部処理は適切である。 3 アンカーがある場合はアンカーの規格と施工長が確認できる。 4 ネットが緩みなく、確実に固定されている。 5 ワイヤロープの規格が品質保証書等で確認できる。 6 その他 理由：						□ 品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。	□ 品質管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																							
		●判断基準<table><tr><th colspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th>ばらつきで判定不可</th></tr><tr><th rowspan="4">評価値</th><th>90%以上</th><td>a 1</td><td>a 2</td><td>b 1</td><td>a 2</td></tr><tr><th>75%以上90%未満</th><td>a 2</td><td>b 1</td><td>b 2</td><td>b 1</td></tr><tr><th>60%以上75%未満</th><td>b 1</td><td>b 2</td><td>c</td><td>b 2</td></tr><tr><th>60%未満</th><td>b 2</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。								ばらつきで判断可能			ばらつきで判定不可	評価値	90%以上	a 1	a 2	b 1	a 2	75%以上90%未満	a 2	b 1	b 2	b 1	60%以上75%未満	b 1	b 2	c	b 2	60%未満	b 2	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判定不可																											
評価値	90%以上	a 1	a 2	b 1	a 2																											
	75%以上90%未満	a 2	b 1	b 2	b 1																											
	60%以上75%未満	b 1	b 2	c	b 2																											
	60%未満	b 2	c	c	c																											

考查項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目	工 種	a 1	a 2	b 1	b 2	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ Ⅱ. 品質	上記以外の工事 又は合併工事	品質管理が優れている	品質管理が b 1 より優れている	品質管理が やや優れている	品質管理が c より優れている	他の評価に該当しな い	品質管理がやや劣っている	品質管理が劣っている
		●評価対象項目					□ 品質管理の測定方法又 は測定値が不適切であ ったため、監督員が文書 で改善指示を行い改善 された。	□ 品質管理の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、検査員 が修補指示を行った。
		1 理由：						
		2 理由：						
		3 理由：						
		4 理由：						
5 理由：								
6 理由：								
7 理由：								
8 理由：								
●判断基準					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の 値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			
※ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。								

考査項目別運用表

(検 査 員)				
考 査 項 目	工 種	a	b	c
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	コンクリート構造物工事 砂防構造物工事 海岸工事 トンネル工事 落石防護壁工	●評価対象項目 1 コンクリート構造物の表面状態が良い。 2 コンクリート構造物の通りが良い。 3 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 4 クラックが無い。 5 漏水が無い。 6 全体的な美観が良い。		
	土工事 (盛土・築堤工事・ため池等)	●評価対象項目 1 仕上げが良い。 2 通りが良い。 3 天端及び端部の仕上げが良い。 4 構造物へのすりつけなどが良い。 5 全体的な美観が良い。		
	切土工事	●評価対象項目 1 規定された勾配が確保されている。 2 切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。 3 法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。 4 滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 5 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 6 全体的な美観が良い。		
	護岸・根固・水制工事 コンクリート二次製品	●評価対象項目 1 通りが良い。 2 材料のかみ合わせがよく、クラックが無い。 3 天端及び端部の仕上げが良い。 4 既設構造物とのすりつけが良い。 5 全体的な美観が良い。		
	鋼橋工事	●評価対象項目 1 表面に補修箇所が無い。 2 部材表面に傷及び錆が無い。 3 溶接に均一性がある。 4 塗装に均一性がある。 5 全体的な美観が良い。		
	地すべり防止工事 鋼製土留工事	●評価対象項目 1 地山との取り合いが良い。 2 天端、端部の仕上げが良い。 3 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 4 全体的な美観が良い。		

考査項目別運用表

(検 査 員)				
考 査 項 目	工 種	a	b	c
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない
3. 出来形 及び 出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	舗装工事	●評価対象項目 1 舗装の平坦性が良い。 2 構造物の通りが良い。 3 端部処理が良い。 4 構造物へのすりつけ等が良い。 5 雨水処理が良い。 6 全体的な美観が良い。		
	法面工事 固定工 (モルタル・ロープネット)	●判断基準 該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d評価を行う。		
	基礎工事 (地盤改良等を含む)	●判断基準 該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d評価を行う。		
	コンクリート橋上部工事	●判断基準 該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d評価を行う。		
	塗装工事 (工場塗装を除く)	●判断基準 該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d評価を行う。		
	植栽工事	●判断基準 該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d評価を行う。		

考査項目別運用表

(検 査 員)				
考 査 項 目	工 種	a	b	c
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	防護柵（網）工事	●評価対象項目 1 通りが良い。 2 端部処理が良い。 3 部材表面に傷及び錆が無い。 4 既設構造物等とのすりつけが良い。 5 きめ細やかに施工されている。 6 全体的な美観が良い。		
	標識工事	●判断基準 該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d評価を行う。		
	区画線工事	●判断基準 該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d評価を行う。		
	電線共同溝工事	●判断基準 該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d評価を行う。		
	港湾築造工事 （海岸築造工事を含む）	●判断基準 該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d評価を行う。		
	港湾浚渫工事 （地盤改良工事を含む）	●判断基準 該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d評価を行う。		

考査項目別運用表

(検 査 員)				
考 査 項 目	工 種	a	b	c
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない
3. 出来形 及び 出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	ブロック製作工事 (ケーソン陸上製作工事を含む)	●評価対象項目 1 コンクリート構造物の表面状態が良い。 2 コンクリート構造物の通りが良い。 3 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 4 クラックがない。 5 全体的な美観が良い。		
	建築工事	●判断基準 該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d評価を行う。		
	維持修繕工事	●判断基準 該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d評価を行う。		
	機械設備工事 水門等鋼構造物	●判断基準 該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d評価を行う。		
	電気設備工事	●判断基準 該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d評価を行う。		

考査項目別運用表

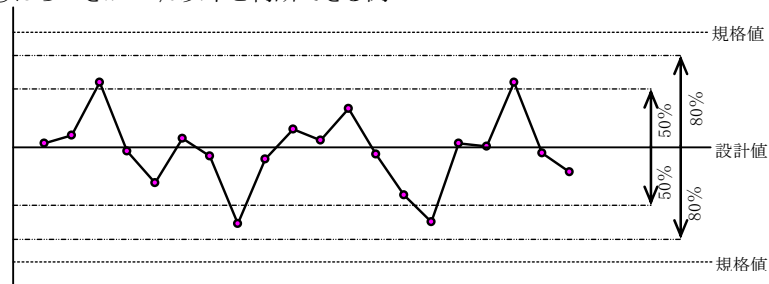
(検 査 員)				
考 査 項 目	工 種	a	b	c
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない
	d			
	劣っている			
	通信設備工事 受変電設備工事	●評価対象項目 1 主設備、関連設備等にきめ細かな施工がされている。 2 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮ががなされている。 3 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。 4 当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。 5 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 6 全体的な美観が良い。		
	管水路工事	●評価対象項目 1 管の通りが良い。 2 コンクリート構造物の表面状態が良い。 3 コンクリート構造物の通りが良い。 4 コンクリート構造物にクラックが無い。 5 全体的な美観が良い。		
	上記以外の工事 又は 合併工事	●評価対象項目 □ 理由： □ 理由： □ 理由： □ 理由： □ 理由： ※ 該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大5項目とする。		

出来形及び品質のばらつきの考え方

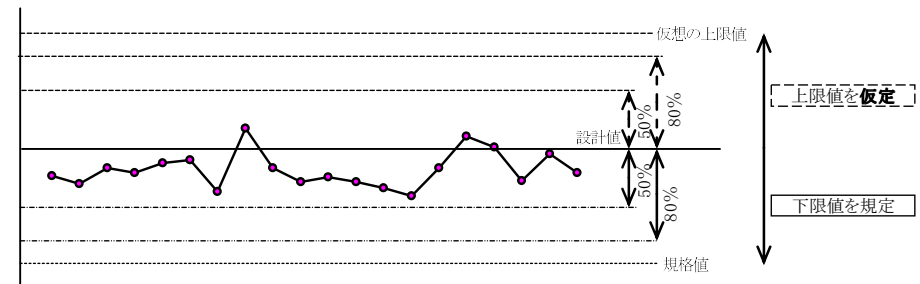
[管理図の場合]

(上・下限値がある場合)

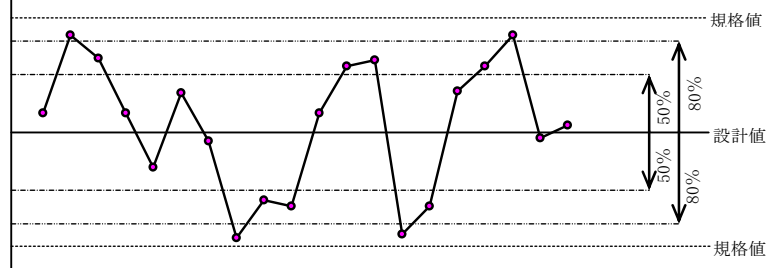
①ばらつきが50%以下と判断できる例



(下限値のみの場合)

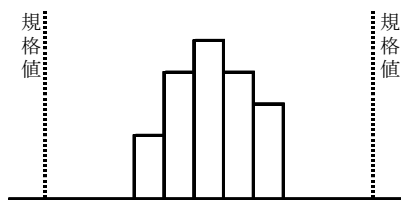


②ばらつきが80%以下と判断できる例

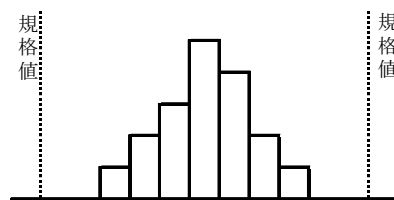


[度数表またはヒストグラムの場合]

ばらつきが小さい



ばらついている



ばらつきが大きい

